

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和7年5月15日 (第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	青木村 349
地域名 (地域内農業集落名)	青木地区 (当郷集落、村松集落、入田沢集落、中村集落、中挾集落、下奈良本集落、入奈良本集落、杓掛集落、夫神集落、細谷集落、殿戸集落、青木集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	232.22 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	232.22 ha
② 田の面積	208.74 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	23.48 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	14 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.3 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	63.58 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	39.28 ha
(備考)遊休農地面積47.5ha(うち1号遊休農地29ha、2号遊休農地18.5ha) ⑤は、青木村内で引き受ける意向のあるすべての農地面積の合計。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

村の総面積57.10km²のうち、約80%は森林が占めており、田と畑を合わせた農用地は約8%である。農用地は地形を反映して、東側に隣接する上田市から連続的に広がっている。平坦で構造改善事業が完了している成形された農地は中心経営体が担い手となって耕作されているが、山間地で連坦していなかったり、不整形で農作業用機械の出入りが困難な農地は、保有農家が貸し付けや売り払いを希望しても受け手が見つからないケースが多く、後継者がいない農家の高齢化も相まって、今後、山間地の畑を中心に荒廃農地が増加していくことが懸念される。現在の中心経営体だけでは十分ではなく、新たな意欲ある農地の受け手が必要である。また、農業生産法人等の企業参入も働き掛けていく必要がある。中山間直接支払、多面的機能支払交付金両事業に取り組む集落組織による農地、水路など施設の管理維持の継続と役員など人員の確保も必要である。

【課題】

- ・耕作者の高齢化、後継者不足
- ・シカ、イノシシなど有害鳥獣による食害および鳥獣対策組織の高齢化
- ・遊休荒廃農地の発生防止
- ・畦畔の草刈りの負担軽減
- ・水田活用直接支払交付金要件(連作障害回避の取組)への対応

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域の所得向上等の観点から、どのような作物を生産するか。その栽培形態をどうするか。(米から野菜、果樹への転換、輸出向け農産物の生産、有機農業の導入など)

水田における土地利用型農業については、4年周期のブロックローテーションによるブロック地区での集団転作での小麦、大豆、特に村特産のタチアカネ蕎麦の生産を進める。また、ミニトマト、アスパラガスなど野菜やハウス施設を活用した花き、果樹などその他作物についても新規就農者、移住者、定年帰農者など多様な担い手により農地を有効活用する中で、生産を進める。

環境保全型農業直接支払事業を活用した有機農業などの環境負荷低減農業の取り組みも推進していく。

多面的機能支払交付金事業、中山間直接支払事業の両事業を将来にわたって継続し、農地、関連施設の維持管理を集落単位で行っていく活動を推進していく。

山間地の畑作地帯では、高齢化・労働力不足等により耕作放棄地が増加しているため、省力機械化に適した品目であり村の重点作物であるそば「タチアカネ」の作付けによる、村外農業生産法人への農地の集約化と耕作放棄地の解消に取り組む。また、水田の有効活用による地域振興作物(アスパラ、ブロッコリー、花卉等)の推進を図る。

<特産化作物の規模拡大方針>

米、麦等の土地利用型作物以外に、村が限定栽培している重点作物・タチアカネ蕎麦の作付面積拡大と収益力向上を図るため、ブロックローテーションによる団地化の推進、担い手の全作業受託による作業集約化、圃場の排水対策を推進し、所得確保を目指す。

<高収益作物(園芸作物等)の産地化推進>

少雨で昼夜の気温差が大きく、標高差もある本村では、多種多様な作物が栽培されている状況である。今後も産地交付金を活用しながら水田における多様な作物の作付を推進しながら、米の生産調整を行なっていく。また、ニーズの高い品目であるアスパラガス、ブロッコリー、ダリア等を地域振興作物とし、水田の有効活用と産地化を図っていく。引続き、青木村に適した品目を模索する。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地バンクへの貸付けを進めつつ、担い手(認定農業者、農事組合法人等)への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	38.3	%	将来の目標とする集積率	50	%
--------	------	---	-------------	----	---

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

担い手が利用する農地面積の団地数及び面積は、27箇所、平均825a(令和6年度時点)

団地数の維持及び団地内での担い手への農地面積の集約化を進める。(令和17年度)

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

12集落を任意に4ブロックに分けると、当郷集落、村松集落及び殿戸集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等13経営体が担い、入田沢集落、中村集落及び中挾集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等7経営体が担い、下奈良本集落、入奈良本集落及び沓掛集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等13経営体が担い、夫神集落、細谷集落及び青木集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者等12経営体が担うほか、全ての集落で入作を希望する認定農業者や認定新規就農者、農業生産法人の村外からの受け入れを促進していくことにより対応していく。

水田地帯では、担い手及び受託組合等に農地を集積・集約化し、農作業の効率化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

当郷集落、村松集落を重点集落とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を機構に貸し付けていく。

中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。

また、高齢化の進行等により、耕作放棄地が増加している山間地の畑作地帯では、農地中間管理機構を活用して村外農業生産法人への農地の集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、下奈良本集落(原地籍)及び沓掛集落(宮沢地籍)の傾斜地等で土地条件が悪い山間地の畑作地域において農業生産法人の進出を促進しながら、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を検討していく。

(4)多様な経営体の確保・育成の取組 将来の中心的経営体となる担い手を確保するため、県やJA等と連携して、農村農業を理解する人等の情報収集に努める。 また、就農相談・経営開始に向けた支援・体験機会の提供・研修・講習を個々の担い手の育成ステージに応じた支援を総合的に実施する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組 地域内で農作業の効率化を図るため水田における水稻、また転作時の麦、大豆、タチアカネそばの作業は農事組合法人や大規模担い手農家へ委託する中から、農地の集積を図り、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組内容】 ①イノシシやシカなどの被害が拡大しないよう、防護柵設置の推進、維持修繕など施設整備を進めるとともに、目撃情報や被害情報があった場合には、猟友会と連携協力し対応する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。 ②はばくらファーマーズが取り組む有機農業をモデルとして、有機農業、環境保全型農業直接支払事業を推進する。 ③農作業における労力負担軽減を図るためラジコン草刈り機、ドローンなどの利活用の検討を進める。 ⑦多面的組織6組織が中心となり、農地の保全・管理を行う。中山間直払集落21集落を中心に中山間の条件不利農地の維持管理を行う。 ⑧パイプハウスなど農業用施設は、担い手農家、新規就農者、定年帰農者など多様な担い手を後継者として引き継げるよう農業委員会、長野県、中間管理機構など関係機関と連携し支援していく。
--

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農法		水稲、麦、そば、大豆	ha	70.7 ha	水稲、麦、そば、大豆	ha	72 ha	A	
認農		水稲、麦、そば	21.0 ha	ha	水稲、麦、そば	21.0 ha	ha	B	
認農		水稲、麦、そば	12.6 ha	ha	水稲、麦、そば	12.6 ha	ha	C	
認農		花卉	0.4 ha	ha	花卉	0.4 ha	ha	D	
認農		果樹(りんご、ラ・フランス)	1.3 ha	ha	果樹(りんご、ラ・フランス)	1.3 ha	ha	E	
認農法		加工用ぶどう	4.0 ha	ha	加工用ぶどう	4.0 ha	ha	F	
認農法		小麦、ヤーコン、加工用トマト	2.0 ha	ha	小麦、ヤーコン、加工用トマト	2.0 ha	ha	G	
認農		花卉	1.7 ha	ha	花卉	1.7 ha	ha	H	
認農		花卉・果樹(ぶどう)	0.8 ha	ha	花卉・果樹(ぶどう)	1.0 ha	ha	I	
認農		水稲・果樹・花卉	3.1 ha	ha	水稲・果樹・花卉	3.1 ha	ha	J	
認農		水稲、野菜、センブリ	2.6 ha	ha	水稲、野菜、センブリ	2.6 ha	ha	K	
認農		花卉	0.3 ha	ha	花卉	0.3 ha	ha	L	
認農		花卉	0.8 ha	ha	花卉	0.8 ha	ha	M	
		水稲、野菜	1.3 ha	ha	水稲、野菜	1.3 ha	ha	N	
		水稲	0.3 ha	ha	水稲	1.0 ha	ha	O	
		水稲、果樹、野菜	1.6 ha	ha	水稲、果樹、野菜	1.6 ha	ha	P	
認農法		水稲	7.9 ha	ha	水稲	7.0 ha	ha	Q	
認農		花卉	0.8 ha	ha	花卉・水稲	3.0 ha	ha	R	
		野菜、養鶏	1.0 ha	ha	野菜、養鶏	1.0 ha	ha	S	
		水稲、麦	0.6 ha	ha	水稲、麦	0.6 ha	ha	T	
		野菜	1.0 ha	ha	野菜	1.0 ha	ha	U	
認農法		そば	5.4 ha	ha	そば	6.0 ha	ha	V	
認農		トマト、露地野菜、果樹(ぶどう)	1.0 ha	ha	トマト、露地野菜、果樹(ぶどう)	2.0 ha	ha	W	
認就		アスパラ、ミニトマト	0.7 ha	ha	アスパラ、ミニトマト	0.7 ha	ha	X	
		花卉	1.2 ha	ha	花卉	1.2 ha	ha	Y	
認就(予定)		アスパラ	0.0 ha	ha	アスパラ	ha	ha	Z	
到達		アスパラ、ミニトマト	0.4 ha	ha	アスパラ、ミニトマト	0.4 ha	ha	AA	
		野菜、果樹(ぶどう)	2.1 ha	ha	野菜、果樹(ぶどう)	2.1 ha	ha	AB	
認農		酪農	ha	ha	酪農	ha	ha		
到達		菌茸	ha	ha	菌茸	ha	ha		
計	30経営体		75.9 ha	70.7 ha		79.7 ha	72 ha		

注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。